

第3次にかほ市総合発展計画及び第3次にかほ市国土利用計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本要領は、第3次にかほ市総合発展計画及び第3次にかほ市国土利用計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 第3次にかほ市総合発展計画及び第3次にかほ市国土利用計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- (4) 提案上限額 20,000,000円（消費税相当額を含む。）

※この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、企画提案における見積額は、上記金額を超えてはならないものとする。

3 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 国、県、他の地方公共団体及びにかほ市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 申請者及び申請者の役員、申請書の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、にかほ市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に規定される暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (6) 過去10年間に於いて、自治体における総合計画または総合戦略の計画策定業務及び国土利用計画策定業務の実績（完了していること）を有している

こと。なお、本社、支店または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

5 スケジュール（予定）

項目	期日
本要領公表（仕様書等含む）	令和7年10月10日（金）
質問の受付期間	令和7年10月17日（金）
質問に対する回答	令和7年10月21日（火）
参加申込・書類の提出期間	令和7年10月24日（金）
審査結果通知 （参加可否及びプレゼンテーション実施通知）	令和7年10月28日（火）
企画提案書の提出期限	令和7年11月10日（月）
プレゼンテーション実施	令和7年11月12日（水）
審査結果通知及び公表	令和7年11月下旬
契約手続	令和7年11月下旬

6 参加申込・書類の提出

「4 参加資格要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

（1）提出書類

提出書類	様式等
①公募型プロポーザル参加申込書	様式1
②会社概要	様式2－1
③過去の業務実績（法人分）	様式2－2
④業務実施体制調書	様式3
⑤配置予定担当者調書	様式4－1
⑥過去の業務実績（管理者・主担当）	様式4－2
⑦商業登記簿謄本（履行事項全部証明書）	写し可
⑧納税証明書（課税されている全ての項目について、未納が無い旨の証明書）	写し可
⑨印鑑証明書	写し可
⑩財務諸表	直前1年間
⑪委任状（契約権限を代表者以外に与える場合のみ）	任意様式

※令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等に係る資格審査申請書を提出し、本市名簿に登録されている者は、上記⑦～⑪までの書類の提出を省略することができる。

- (2) 提出期限
令和7年10月24日（金）必着
- (3) 提出部数
各1部
- (4) 提出先
下記「15 問合せ先・担当部署」へ提出すること。
- (5) 提出方法
書留または簡易書留とする。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限日
令和7年10月17日（金）必着
- (2) 質問方法
下記「15 問合せ先・担当部署」へ、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「にかほ市総合発展計画及び国土利用計画策定支援業務に関する質問」とし、併せて電話により送信した旨を知らせること。
- (3) 回答
質問した者に、電子メールにより回答するとともに、質問及び回答をにかほ市ホームページ上に公開する。
なお、質問書に対する回答の内容は、要領の追加又は修正とみなすものとする。

8 書類審査及び審査結果

- (1) 書類審査
4者以上の参加申込があった場合は書類審査を行い、3者を選考する。採点は、【別紙】評価基準の「書類審査」に基づき審査し、得点は「70点」を満点とする。
- (2) 書類による審査の結果、参加の可否については、令和7年10月28日（火）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提案書類

提出書類	様式等
①企画提案書	様式 5
②事業実施計画行程表	様式 6
③宣誓書	様式 7
④見積書及び積算内訳書	任意様式

(2) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）必着

(3) 提出部数

各 9 部

(4) 提出先

下記「15 問合せ先・担当部署」へ提出すること。

(5) 提出方法

書留または簡易書留とする。

10 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書等に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。

正式な日時、場所等については後日連絡する。審査会に参加しない場合は、失格として審査の対象としない。

(1) 開催予定日

令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）（時間・場所等の詳細は別途連絡）

(2) 出席者

本業務の統括責任者及び担当者（主務者）が必ず出席すること。また、プレゼンテーションの進行は、企画提案者が行うこととし、出席人数は 3 名以内とする。

(3) 実施方法

① プレゼンテーションは非公開で実施する。

② プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。

③ プレゼンテーションの時間は、1 企画提案者につき 30 分程度とし、説明時間約 20 分、質疑応答約 10 分とする。なお、応募状況等によっては時間が短縮となる場合がある。

④ 原則として、応募者が提出した企画提案書をもとにした内容をスライド等（パワーポイント等）で表現したものとする。なお、プレゼンテーションに

用いるパソコンは持参すること。（プロジェクターは市で用意する。）

（４）審査体制

企画提案書等及びプレゼンテーションの審査及び評価は、本市が設置する「第３次にかほ市総合発展計画及び第３次にかほ市国土利用計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

（５）審査方法

【別紙】評価基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの審査・採点を行い、最も点数の高い企画提案者を受託候補者として選定する。得点は、書類審査「７０点」、プレゼンテーション審査「１４０点」の「２１０点」を満点とする。

なお、企画提案者が１者の場合であっても、本審査会は実施し、審査における最低点（提案内容評価点の６割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

11 審査結果の通知及び公表

選定した受託候補者及び選定されなかった者に対しては、電子メールでその旨を通知するとともに、審査結果の概要として次の内容をにかほ市公式ホームページにて公表する。

- ① 受託候補者の名称と点数
- ② その他の参加者（名称は、Ａ社、Ｂ社とする。）と点数

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「４ 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤ 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

13 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、にかほ市は決定した委託予定者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結する。

14 その他

- (1) 提案書等の作成、提出等に係る一切の経費は、参加申込者の負担とする。
また、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限以降の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
- (3) 企画提案時の提案書類等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案等の使用、複製等無断、無償で行うものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、にかほ市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）に基づき、企画提案時の提出書類等を公開することがある。
- (4) 本プロポーザルは、基本的に市公式ホームページを通じて行うものとする。
- (5) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 8）を提出すること。

15 問合せ先・担当部署

にかほ市役所 企画振興部 総合政策課

〒018-0192

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

T E L 0184-43-7509（直通）

F A X 0184-62-9013

メール kikaku@city.nikaho.lg.jp